

佐賀市土地開発公社公告第1号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定を準用し、次のように公告する。

令和元年10月10日

佐賀市土地開発公社理事長 伊 東 博 巳

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 東山田地区工業団地整備（造成）工事
- (2) 工事場所 佐賀市大和町大字東山田地内
- (3) 予定工期 契約締結の日から令和3年3月31日まで

2 工事の概要

- (1) 基盤整備工事一式
- (2) 管路工事一式
- (3) 配水管布設工事一式

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ア 共同企業体の代表者を含む構成員の数は、2者であること。

イ (ア)に定める要件を満たす1者及び(イ)に定める要件を満たす1者で、自主的に結成された共同施工方式の共同企業体であること。

(ア) 共同企業体の構成員のうち代表者に関する要件

a 佐賀市における平成31・32年度入札参加資格審査の結果、土木一式工事の等級が、S級に認定されていること。

b 佐賀市内に本店を有していること。

c 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

d 建設業法第26条に規定する監理技術者を施工現場に専任で配置できること。

(イ) 共同企業体の代表者を除く構成員に関する要件

a 佐賀市における平成31・32年度入札参加資格審査の結果、土木一式工事の等級が、S級に認定されていること。

- b 佐賀市内に本店を有していること。
 - c 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置できること。
 - ウ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - エ 出資比率の最小限度基準は、30パーセント以上であること。
 - オ 構成員は、本工事の入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員が次に掲げる者であるときは、その共同企業体は入札に参加することができない。
- ア この公告の日から開札の日までの間のいずれかの日において、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けている者
 - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
 - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
 - イ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（令和元年6月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者
 - ウ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（令和元年6月1日施行）第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者
- (3) 入札参加資格を有する者が、(1)（イ(ア) d 及び(イ) c を除く。）に掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)（イ(ア) d 及び(イ) c に限る。）及び(2)に掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。
- (4) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加することができない。
- 4 入札参加申請及び入札の同時実施
入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。
- 5 入札参加申請書、入札書等の提出方法
入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。
- (1) 提出書類
- ア 条件付一般競争入札参加申請書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

ウ 共同企業体編成表（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

エ 入札書及び工事費内訳明細書（中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。）

(2) 提出期限 令和元年11月5日（火）必着

(3) 提出先 郵便番号840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市総務部契約監理課

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月7日（木）午前9時30分

(2) 場所 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所（総務部契約監理課）

7 設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（CD-R（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所（経済部工業振興課）

電話 0952-40-7108

(2) 期間 令和元年10月10日（木）から令和元年11月5日（火）までの午前9時から午後5時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和元年10月28日（月）

(2) 質問先 佐賀市経済部工業振興課

ファクシミリ番号 0952-40-7399

(3) 回答方法 令和元年10月30日（水）午前9時から佐賀市経済部工業振興課において公表する。

9 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和元年11月6日（水）までに電話で連絡する。

10 入札保証金

免除

1.1 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

1.2 予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

1.3 最低制限価格

- (1) この公告に係る入札については、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格は、予定価格に100分の92を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- (3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1.4 同日落札制限

- (1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。
- (2) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。ただし、本案件より先に開札する案件又は本案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が共同企業体の場合

- (ア) 当該共同企業体の構成員を含む共同企業体
- (イ) 当該共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

- (ア) 当該単体企業を含む共同企業体
- (イ) 当該単体企業

1.5 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び工事費内訳明細書の中封筒に入れていない者
- (4) 工事名及び入札参加者の商号名の記載がない中封筒を外封筒に入れている者
- (5) 本工事名とは異なる工事名を記載してある入札書又は工事費内訳明細書の中封筒に入れている者
- (6) 工事名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記載並びに使用印の押印がない入札書又は工事費内訳明細書の中封筒に入れている者
- (7) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者

- (8) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (9) 1人で2以上の入札をした者
- (10) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するもの。ただし、当該者が落札した案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。
 - ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が共同企業体の場合
 - (ア) 当該共同企業体の構成員を含む共同企業体
 - (イ) 当該共同企業体の構成員
 - イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合
 - (ア) 当該単体企業を含む共同企業体
 - (イ) 当該単体企業
- (11) 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - ウ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、(ア)から(オ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdまでに掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) 組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項

の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ アからエまでに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

1.6 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市土地開発公社は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1.7 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「東山田地区工業団地整備（造成）工事に係る競争入札実施要領」の規定による。
- (2) 本工事に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (3) 本工事に係る契約を締結した者（当該締結した者が共同企業体の場合は、当該共同企業体と同じ構成員で構成された共同企業体）が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀市土地開発公社が発注した工事を請け負っている場合で、当該工事と本工事の現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(4) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市総務部契約監理課

電話 0952-40-7152

イ 工事の概要に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市経済部工業振興課

電話 0952-40-7108